

## ごみ処理基本計画中間案 市民意見公募結果

## 1 公募結果

## (1) 公募方法

- ・平成 24 年 2 月 15 日号広報で公募案内
- ・市情報コーナー、坂下出張所、東部市民センター、各公民館、各ふれあいセンター、レディヤンかすがい、総合福祉センター等に中間案及び概要版を設置。
- ・市ホームページに掲載
- ・郵便、FAX、電子メール等で公募

## (2) 公募期間

平成 24 年 2 月 15 日（水）から平成 24 年 3 月 15 日（木）

## (3) 意見内訳

提出者数 2 名

件 数 18 件

施策に関する意見	9 件
数値に関する意見	2 件
構成に関する意見	2 件
その他に関する意見	5 件
合計	18 件

## 2 意見概要と市の考え方

### (1) 施策に関する意見

	意見概要	市の考え方
1	<p>P34 基本施策</p> <p>リサイクルステーションの設置、リサイクル活動のアイデア提案はとても良いと考える。とくに今後家庭での生ごみのたい肥化の促進には、個人では運用しきれない場合も多いので、市民農園の共同利用や空き地、学校の花壇などの土地の利用は多くの人々の知恵と協力がいるであろう。</p>	<p>ご意見は、具体的な事業や取組を行うに当たっての参考とさせていただきます。</p>
2	<p>P35 家庭系ごみの減量</p> <p>① 2番目の「ごみ処理手数料の適正化」 9番目の「家庭ごみの有料化の調査・研究」 用語の使い方がわかりにくい。 9番目は「家庭系ごみ処理費用有料化」の方が適切ではないか。</p> <p>② P36 の事業系ごみの減量施策の拡大生産者責任の啓発とも関連して、将来的の大きな課題である。法改正を含めた、国への働きかけも必要であろう。</p>	<p>①家庭系ごみの有料化については、具体的施策の内容に説明を記載しておりますので、現行の表記とします。</p> <p>②ご意見は、具体的な事業や取組を行うに当たっての参考とさせていただきます。</p>

	意見概要	市の考え方
3	<p>P36 施策の追加</p> <p>「食品リサイクル・バイオマス資源の利用促進」</p> <p>三者協働の新しい施策がないので、追加すべきではないか。レジ袋削減につづく次のテーマを掲げてほしい。</p>	<p>バイオマス資源の利用促進については、春日井市地球温暖化対策実行計画にも施策として取り上げております。今後は、その計画との整合を図りながら、三者協働による具体的な取り組みについて検討してまいります。</p>
4	<p>P38 基本施策1 修正、追記</p> <p>「…施設管理方法を検討し、ごみ処理コストの削減に努めます。」→「…施設管理方法を検討し、市民事業者への、情報提供などを十分に実施し、合意を得たうえでごみ処理コストの削減に努めます。また、プラスチック系の分別リサイクルについても、毎年ごみ処理量との実情を精査し、サーマルリサイクル利用についても比較検討を続けることとします。」</p>	<p>本計画に記載する施策は、全てP41、3計画の推進にあるPDCAサイクルの考え方の導入に基づき取り組んでまいります。また、容器包装リサイクル法に基づく、プラスチック製容器包装分別収集には、サーマルリサイクルは対象外となっていますので、現行の表記とします。</p>

	意見概要	市の考え方
5	<p>P-35（基本施策1） 家庭系ごみの減量について</p> <p>※（具体的政策へ）「販売者・生産者の責務を明確にする」を追加する。</p> <p>スーパー(買い物)から帰ると、ごみの山がでる。これが実感である。余分な包装、過剰な付属物などが多すぎるというのが現状だ。ごみは残念ながら、「ものを買う前から付いてくる」のである。3Rの一つ「リデュース(発生抑制)」は、私たち消費者は勿論だが、販売者・生産者にこそ求められる。先ず、この部分での取り組みが肝要であり、こうした方々の社会的責任も問う必要がある。行政はこうした事業者に対し、積極的なごみ発生抑制への協力と指導を行うこと。</p>	<p>拡大生産者責任は、生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方であり、生産者が使用済み製品を回収、リサイクルまたは廃棄し、その費用も負担することとなっています。</p> <p>循環型社会形成推進基本法は、事業者の責務として、廃棄物の減量化、適正処理に加えて、リサイクルすることを規定しており、容器包装リサイクル法などは代表的な事例です。</p> <p>基本方針2、基本施策2、事業系ごみの減量の具体的施策に拡大生産者責任の啓発がありますので、県・国を通じて要望していきたいと考えていますので、35ページは現行の表記とします。</p>

	意見概要	市の考え方
6	<p>■（具体的施策）「雑がみの分別」を「雑がみの分別と資源化の推進」とする。</p> <p>（内容）について</p> <p>P-15の「ごみ質分析結果」からも、「紙・布類」の33.6%の中にある「雑がみ」の資源化はごみ減量への効果は大きい。しかし、まだまだ理解が低いのが現状である。そこで、「雑がみはこうして出せば資源です!!」等のチラシ(冷蔵庫の扉に貼れるような)等を全戸配布。を追加記述。</p>	<p>雑がみの分別は、基本方針2、ごみ減量と資源化の推進の具体的施策として掲げておりますので、現行の表記とします。</p> <p>なお、ご意見は、具体的な事業や取り組みを行うに当たっての参考とさせていただきます。</p>
7	<p>■生ごみダイエットの（内容）について</p> <p>重量比で約40%を占める「厨芥類(生ごみ)」の水分除去(水切り・乾燥)は量だけでなく費用削減に直結する。そこで、多様な方法を提案して「こうすれば、生ごみ減らせます!!」等のチラシ(これも、冷蔵後に貼れるような)チラシを全戸配布。を追加記述。</p>	<p>ご意見は、具体的な事業や取り組みを行うに当たっての参考とさせていただきます。</p>

	意見概要	市の考え方
8	<p>■ 家庭系ごみの有料化の調査・研究について</p> <p>経済的インセンティブによる排出抑制のため、として安易な「収集の有料化」に走るのは市民の理解は得られない。先ず、生ごみの減量(乾燥等)や雑がみの資源化など、市民の「ごみ減量」への意識アップと具体的な取り組みへの積極的な参加を進めていくことこそ行政の責務である。</p> <p>「有料化」については、増税と同じなので、全ての情報を開示し、市民の意見を広く聞き、そのうえで同意を得ることが前提である。</p>	<p>本計画の基本方針1では「市民、事業者、市の協働の推進」を掲げており、ごみ減量、資源化に対して市民の皆さんが理解を深め、積極的に参加できるよう、情報発信や組織作りの各種施策を展開してまいります。</p> <p>有料化の調査・研究については、ご意見を参考とさせていただきます。</p>

	意見概要	市の考え方
9	<p>P-38（基本施策 1） ごみ処理のコスト削減 について</p> <p>（参考 P-15、P-23）</p> <p>中間処理施設は、各 2 工場つつあるが、ごみの絶対量の減少と資源化の進展で現状は、ほぼ各 1 工場で処理できるようになってきている。余剰の施設（設備）の有効活用と将来へ向けた廃棄が課題である。単に遊ばせていて、老朽化したので廃棄します、では、まさしく「もったいない」。</p> <p>人口減少社会の中で、自治体のさまざまな「住民サービス」に「広域的視点」が必要となってきた。事務組合方式など採用すれば近隣の他の市町のごみの処理も可能だし、設備も劣化せず、増収も図れる。又、東日本大震災の「ガレキの処分」への協力もやるべきだ。広域処理とは、「助け合い」でもある。</p> <p>■（具体的施策） 「ごみ処理施設の効率的運用」に「と有効活用」との文言を追加し、（内容）にもその旨の説明を入れる。</p>	<p>基本方針 3、効率的なごみ処理による低コスト化、基本施策 1、ごみ処理のコスト削減については、記載のとおり、現状のごみ焼却・破碎処理の状況と今後の新たな施策に伴うごみ排出量を見ながら、施設の効率的な運用が必要であると考えていますので、P38 は現行の表記とします。</p> <p>なお、ごみ処理の広域処理や東日本大震災のがれき受け入れについては、国・県の動向に注視しながら対応を検討していきます。</p>

(2) 数値に関する意見

	意見概要	市の考え方
10	<p>P-39 (基本施策 2) 収集運搬経費の削減</p> <p>(参考 P-23)</p> <p>本市の一人当たりのごみ処理費は県下の市町村と比して、約 3.5 倍、451 円高くなっている(P-19)。第 1 次行政改革大綱 2 次改訂版でも「民間委託による歳出削減」を求めており、処理費削減の一環としても一層進めるべきである。平成 23 年 12 月 27 日の廃棄物減量等推進審議会でも、「民間事業者のほうが効率が高い」との指摘もあった。本市における「民間委託の現状」も記載すべきだ。実態がわからないままでは議論が進まない。民間事業者への収集委託について、「数値目標」も入れる必要がある。</p>	<p>基本方針 3、効率的なごみ処理による低コスト化、基本施策 2、収集運搬経費の削減については、現在燃やせないごみ、資源、危険ごみ、粗大ごみ、燃やせるごみの一部(約 15%)が民間委託されています。今後、燃やせるごみの委託化を検討し、進めていきますので、現行の表記とします。</p>



	意見概要	市の考え方
11	<p>P-40（基本施策1）施設の整備について（参考 P-11、16、23）</p> <p>最終処分場として2つ目となる「内津処分場」は、平成23年度末で埋立量が81万トンくらいまでくと予測されており、次期の最終処分場整備の必要性については理解できる。しかし、最終処分場には膨大な税金がかかり、「内津」では、初期投資だけでも30億円以上かかっており、その後の毎年の管理だけでも3191万円（平成24年度予算）、既に廃止されている神屋の処分場でも653万円（同）がかかっている。このことから、現在の最終処分場の延命を図ることは特に重要である。そのためにも、ごみの減量化、資源化の推進が不可欠であるが、同時に焼却残灰の更なる減容化とリサイクル、熔融スラグの有効活用、ASECの積極的活用などが重要である。</p> <p>そこで、（具体的施策）に、「最終処分率を5.0%以下とする」との目標値を追加設定すること。</p> <p>加えて、今後の課題として、（内容）に、最終処分場に既に埋め立てられた廃棄物そのものの「再資源化の研究」を進めていくこと、を追加する。</p> <p>「ごみは資源」との認識を市民も行政も共有することが大切。世界は「ゼロエミッション」の時代に入りつつある。</p>	<p>本計画26ページの計画目標にも示したとおり、平成33年度には、家庭系・事業系ごみ14,472トンの排出削減、資源化率の30%達成と、更なる焼却灰の発生抑制に向けた施策を積極的に進めてまいります。</p> <p>また、スラグの公共利用などによる有効活用、ASECの積極的活用によって、最終処分量の減少を促進してまいります。</p> <p>ご意見は、具体的な事業や取組を行うに当たっての参考とさせていただきます。</p>

(3)構成等に関する意見

	意見概要	市の考え方
12	<p>P24 基本理念 修正</p> <p>①「先ずは発生抑制、」→「先ずは発生・排出抑制・削減、」</p> <p>②「…を見直し、ごみを減らし、ごみを出さないようにすることが必要であり、」→「…を見直し、省資源、省エネの暮らしへ転換し、ごみを減らし、ごみを出さないようにすることが必要であり、」</p> <p>③循環型社会の説明文を入れる。</p> <p>④「もったいない」の説明文を入れる。</p>	<p>①環境省ホームページにおいて、(リデュース)は「発生抑制」と表現されていますので、本計画案においても、その表記に合わせます。なお、本計画案34ページにおいて、「排出抑制」と表記していたことから、これを「発生抑制」に改めます。</p> <p>②資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減するため、ご意見のとおり追記します。</p> <p>③、④注釈を記載します。</p>
13	<p>P-3 (4) 計画期間について</p> <p>本計画は、平成24年度から10年間という長期間の計画である。社会、経済の変化のスピードはますます早くなっており、本計画の見直しについては、「原則として、期間の中間時点での見直しを行う」とするのがより適切である。(ちなみに、第5次総合計画ですら実施している)</p>	<p>計画期間の図1-2に示すとおり、中間目標年度がありますので、その時点において見直しを行い、必要に応じて改定を行います。なお、これ以外の時期においても、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うものとしています。</p>

(4)その他に関する意見

	意見概要	市の考え方
14	<p>P 1 計画の背景</p> <p>「その結果、事業系ごみ…減少してきましたが、」の部分を、</p> <p>「その結果、事業系ごみ…減少してきました。また、2011年東日本震災以降、日本は今までにない、省資源省エネルギー型の暮らしが求められる状況となりました。また、低炭素社会への転換も大きな課題であり、春日井市でも、地球温暖化防止対策実行計画を策定し実行しています。発生したごみを処理するという発想から、ごみを減らす、ごみを出さない社会の仕組みを構築することが緊急で重要な課題となっています。また、市民・事業者の連携による市民意識の向上で飛躍的なごみ処理量の削減とごみ費用の削減が必要である」</p> <p>としてはどうか。</p>	<p>計画の背景では、現計画改定の必要性を明確にするため、循環型社会形成の必要性と計画の前提となる諸条件の大きな変化に限定し、記載しています。また、ごみを減らす、ごみを出さない、市民・事業者との連携等については、第4章基本的な考え方の基本理念、基本方針に記載しておりますので、1ページは現行の表記とします。</p>
15	<p>P22 2) 資源化について 追記</p> <p>「…34%を占めているため、食品リサイクル…」</p> <p>の部分で、</p> <p>「…34%を占めているため、生ごみのたい肥化、食品リサイクル…」</p> <p>としてはどうか。</p>	<p>本計画案35ページの基本方針2、基本施策1、家庭系ごみの減量の具体的施策に生ごみダイエット、家庭用生ごみ処理機の購入補助がありますので、生ごみの堆肥化ではなく、生ごみの減量化を追記します。</p>

	意見概要	市の考え方
16	<p>P23 中間処理 追記</p> <p>文の最後に、</p> <p>「灰溶融炉の運用については、高額な費用の導入をしていることや、運用を中止することで埋立処分場の必要性が増大するなどの様々な問題点が含まれる。過去の経緯を検証し広く市民に情報を公開して上で、検討する必要があります。」</p>	<p>本計画案 38 ページの基本方針 3、基本施策 1、ごみ処理のコスト削減でごみ処理施設の運用について記載しております。運用の中止については、様々な条件を満たす必要があり、慎重に検討する必要がありますので、P23 は現行の表記とします。</p>
17	<p>P23 最終処分 追記</p> <p>「最終処分場はすでに 73%まで埋立されており早急に整備計画をする必要があります。計画を住民に周知し、合意の上で建設することとします。」</p>	<p>本計画案 40 ページの基本方針 4、基本施策 1、施設の整備において記載しておりますが、将来に向けて安定した埋立地を確保して整備を進める上で、法令を遵守してまいりますので、23 ページは現行の表記とします。</p>
18	<p>P41 計画の推進 修正、追記</p> <p>① 「…計画を推進するに当たって、施策の展開と達成状況を点検・評価することが…」 → 「…計画を推進するに当たって、環境面と経済面などに配慮し施策の展開と達成状況を毎年点検・評価し、公表することが…」</p> <p>② 「…廃棄物減量等推進審議会において…」 → 「…廃棄物減量等推進審議会等において…」</p>	<p>①達成状況については、一般廃棄物処理実施計画等において、毎年点検・評価、公表しておりますので、ご意見のとおり改めます。</p> <p>②施策の推進に当たっては、廃棄物減量等推進審議会の外、関係部局、県などにおいて検証していきますので、ご意見のとおり改めます。</p>